

第11期東京地方労働審議会 第2回家内労働部会 議事録

- 1 日 時 令和4年5月23日(月) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11階 共用会議室3-1
- 3 出席者 公益代表委員3名 労働者代表委員3名 委託者代表委員2名
- 4 議事録

深道部会長 定刻になりましたので、ただいまから第11期東京地方労働審議会第2回家内労働部会を始めさせていただきます。始めに、委員の交替と本日の出欠状況などについて、事務局から御報告してください。

賃金課長 それでは委員の交替につきまして御報告申し上げます。委託者代表委員であった東京商工会議所の杉崎友則委員におかれましては、令和4年3月末日付けをもちまして人事異動により辞任されました。後任の委員として杉崎委員と同じく東京商工会議所の清田素弘様に杉崎委員の在任期間を務めていただく臨時委員として、東京労働局長が任命させていただきました。また、東京地方労働審議会の会長から家内労働部会委員として指名されておりますので、御紹介いたします。清田委員、お願いします。

清田委員 御紹介いただきました東京商工会議所の清田と申します。労働分野に関しましてはまだ2年と日は浅いのですが、活発な議論になりますように御指導のほどよろしく願いいたします。

賃金課長 次に、本日の出欠状況につきまして、事務局から報告申し上げます。

主任賃金指導官 本日は委託者代表委員の高橋八千穂委員が御欠席ですが、委員定数の9名のうち8名が御出席ですので、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第1項に定める定足数である、全委員の3分の2以上、または各側委員の3分の1以上を満たしていることを御報告いたします。

賃金課長 東京地方労働審議会運営規程第10条第1項には、部会長が本審委員であ

る部会が、その所掌する事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とすることができるとされております。深道部会長は当部会の本審である東京地方労働審議会の委員であり、この規程が適用されます。また、地方労働審議会令第8条第3項により準用される同審議会令同条第2項には、議事はこの会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによると規定されております。

次に、令和4年4月1日付けで事務局に異動がございましたので紹介させていただきます。井口労働基準部長です。中西主任賃金指導官です。赤塚待遇改善指導官です。

以上3名を代表しまして、労働基準部長の井口より御挨拶申し上げます。

労働基準部長 皆様、御苦勞様でございます。労働基準部長の井口でございます。前職は中労委の不当労働行為の再審査の事務局の室長をしておりました。その1つ前は、大阪労働局で労働基準部長をしておりまして、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しいところ東京都電気機械器具製造業最低工賃の今後の取り扱い等につきまして、去る3月14日に開催されました第1回に続きまして御審議をしていくこととしているところでございます。委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、部会としての御結論を導いていただきますようお願いするものでございます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

賃金課長 事務局からは以上でございます。

深道部会長 それでは、本日の部会は東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第5条第1項により、公開の審議となっております。この件について、事務局から御報告をお願いいたします。

主任賃金指導官 本部会の傍聴について、令和4年5月9日から令和4年5月17日までを申し込みの期間として、本合同庁舎掲示板に公示し、併せて当局のホームページに掲載いたしました。期間中に傍聴を希望する申し出はありませんでした。議事録及び会議の資料は、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用される同規程第6条第1項及び第2項により、原則として公

開することとされております。

深道部会長 議事に入る前に、家内労働部会の議事録の作成手順について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長 配布した「資料2」の4ページを御覧ください。これまで家内労働部会では、改正前の東京地方労働審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、部会長及び部会長の指名した委員2名に署名をいただくということにより、確定をしておりました。昨年3月に、東京地方労働審議会運営規程が改正されまして署名が不要となりました。第6条第1項は現在、審議会の議事については、議事録を作成するとなっております。その点につきまして、第1回部会におきまして事務局より説明を行わず、大変申し訳ございませんでした。第1回の議事録につきましては、当日の議事内容に従いまして、深道部会長、石崎委員、小野塚委員の3名に御確認をいただきまして、東京労働局ホームページに掲載をさせていただいたところでございます。

また、今後の運用でございますが、規程上は署名の必要がなくなったということでございますが、委員による議事録の確認は公開する上で必要不可欠なものと考えられます。なお、確認の方法につきましては、東京地方労働審議会本審におきましては、出席者全員にメール等で確認をするという運用をしているようでございます。以上、御参考までに申し添えます。

深道部会長 ありがとうございます。家内労働部会においては、議事録の迅速な公開の観点からも、従来の運用にならない、部会長と家内労働者代表、委託者代表の3名に確認をいただくという取扱いにすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長 それでは、そのようにお願いいたします。

それでは家内労働部会においては、部会長と部会長が指名する家内労働者代表、委託者代表の3名に確認いただくという取扱いということで、異議なしというふうに理解いたしましたので、次にまいります。

早速ですが、「議事(1)東京都電気機械器具製造業最低工賃について」

に関して事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長           最低工賃の改正につきましては、家内労働法第10条におきまして、「都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正の決定をすることができる。」とされているところでございます。本日は、東京都電気機械器具製造業最低工賃の改正につきまして、当部会で御審議をいただきまして御意見をお聞きし、東京労働局長が改正の必要性を判断する予定としております。

深道部会長           第1回の家内労働部会の家内労働者側、委託者側、それぞれの御主張の内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

賃金指導官           第1回家内労働部会におきまして、各側委員から出された御主張の内容につきまして、まず家内労働者側委員からは、1点目としまして、最低工賃は家内労働の工賃が安く底なしにならないためのセーフティーネットであって、最低工賃が据え置かれた3年間のうちに最低賃金は約5.68%引き上げられているということや、家内労働者がやりがいを持てるよう最低賃金と均衡な待遇が追求されるべきであるという御主張でした。

2点目として、第14次最低工賃の新設・改正計画実施方針も踏まえて、最低工賃の検討に当たっては最低賃金を意識することが必要であり、昨今の物価上昇や生活困窮者の増加などに鑑みて、最低賃金に追いつかないとしてもできるだけ引き上げに向けての結論を出していただきたいという御主張などが出されました。

一方、委託者側委員からは、1点目として、家内労働者に労働者性はないこと、1時間当たりの工賃額は作業者の能率による面が大きいこと、家内労働者の作業時間は一定程度にとどまっていること、家計補助などのため、または本業の合間に家内労働を行う者が大勢を占めているということ、機械化・自動化といった環境変化の加速化が予見されることを留意しながら慎重に検討していく必要があるという御主張でした。

2点目としまして、資材費・原材料費・燃料費・輸送費・人件費などの経営コストが大きな課題となっている中、最低工賃の引き上げをそのまま価格に転嫁するのは本当に厳しい状況にあり、このような現状を考慮する必要がある、という御主張などが出されました。

深道部会長

ただいまの内容について、修正等がございますでしょうか。

特に修正はないということで間違いはないということであれば、それを前提に、それぞれの主張を踏まえた追加の資料を作成しておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

賃金課長

第1回部会での御審議を踏まえた追加資料について、御説明をさせていただきます。「資料3」の5ページを御覧ください。委託者の雇用する労働者数の分布状況について、事務局において追加集計したものでございます。労働者数について回答が得られた48件のうち、100人以上の労働者を雇用する委託者が5件、50人以上100人未満の事業者が11件ということでございました。こちらのほうは、第1回部会資料の「資料6」の「東京都電気機械器具製造業最低工賃改正に係る家内労働実態調査結果」というものをおつけしましたが、「4調査の状況」の「(1)委託者調査」の表の「G該当業務委託有」に当たる71事業者、すなわち最低工賃を含む家内労働を行っている事業者についての規模別の分布ということになります。

なお、家内労働実態調査につきましては、第1回で御紹介いたしました委託者及び家内労働者に対する通信調査に加えまして、実際に家内労働者を使用している委託者3社を訪問し、その工程や家内労働者の実態につきまして調査を行いました。また、委託者が加盟している業界団体等にも聴き取り調査、電話等での録取を実施しております。その結果、残念ながら委託者や家内労働者のネットワーク・団体が存在するということは確認できませんでした。前回の審議の中で、家内労働の実態把握が難しいとの御指摘がありましたが、今回の調査票の項目につきましては、これまでの委員からの御意見等を反映させる等の改善を行ったものでございます。引き続き、事務局としましては家内労働の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、「資料4」の6ページを御覧ください。家内労働に従事する理由等につきまして、厚生労働省本省が実施しました家内労働等実態調査の結果概要を抜粋したものでございます。調査時期は令和2年11月、直近の調査になります。対象は全国の委託者及び家内労働者を対象としているものでございます。東京だけの統計数値というものは集計しておりま

せんでしたので、念のため申し添えます。

こちらの10ページの「15家内労働者の就業意識等」のところを御覧ください。「(1) 家内労働に従事する理由」としましては、「家計の補助のため」というものが54.3%と一番多いものになっていました。また「(2) 家内労働を選んだ理由」につきましては、「都合のいい時期・時間に働けるから」ということが66.0%という最も多い回答となっております。また、11ページ、12ページ、13ページには「第20表」、「第21表」、「第23-1表」としまして、それぞれ細かい数値を載せているところがございますので、検討・御参考までに御確認ください。また、これらを産業別に見た数値につきましても、電気機械器具製造業に該当いたします「電子部品・デバイス」、「電気機械器具」、「情報通信機械器具」のいずれにおきましても、最も回答の割合が多かった選択肢等は全産業で御紹介したものの結果と同じになってございます。

続きまして、「資料5」の14ページを御覧ください。こちらのほうは厚生労働省のパンフレットから抜粋をいたしました家内労働者に対する税制の特例についてです。所得税額の計算におきまして事業所得、または雑所得の金額が、総収入額から実際にかかった必要経費を差し引いて計算することとなっておりますが、家内労働者につきましては必要経費として55万円まで認められているという特例がございます。

最後に第1回部会で委託状況届の件数について公表を求める御発言がございましたので、御説明させていただきます。東京労働局におきましては、これまで公開をするという形を取っておりませんでしたが、厚生労働本省に確認をしたところ「公開して構わない」ということのでございましたので、口頭で申し上げます。東京労働局に委託状況届が届けられた件数でございますが、直近の令和3年で616件となっているところでございます。

私からの説明は以上です。

深道部会長

ただいまの事務局からの説明、前回の議論を踏まえて、電気機械器具製造業の改正の必要性について審議を行いたいと思います。

まず、家内労働者側委員から御意見・御質問ございましたらお願いいたします。

金子委員、お願いいたします。

金子委員

もろもろの説明、またいろいろな情報ありがとうございました。前回から引き続きということで、思えば3月14日ということで第1回が行われた後、我々労働界としてはよく巷でもニュースでも春闘ということで、前回の第1回の2日後の3月16日、私も所属している電気関係のところ、多くの企業の中のまずは大手からこの賃上げに関係する部分での回答が、皆さんもニュースや新聞等で御覧のとおり、御承知のとおりです。今回はやはり、いろいろと大変な状況だということでも、要求に対してやっぱり経営側もこの賃上げというのは必要だよねという部分から、かなり今までにないくらいにいい回答をいただきました。賃上げはやっぱり必要だよねという部分、やはりこのコロナ禍でいろいろ大変だという状況もあるんですけども、この物価の上昇も含めたらそういった部分では引き上げが必要ではないかというふうに今、世の中全体が変わってきているかなというふうに感じたところがございます。先ほどからも、追加の資料のほうでも御説明があったとおり、家内労働の方々へのヒアリングを含めたらいろんな御意見があろうというふうに認識はしておりますけれども、家内労働は空いている時間に、またその自由度が高い働き方と言いながらも、やっぱり働くということは家計にいろいろな部分で収入、賃金を得ていくんだという部分であれば、ずっとそのまま引き続いて並行して安い賃金でいいのかという部分からすれば、今回はぜひこの世の中の流れも含めまして、引き続いて賃金は引き上げが必要じゃないかというふうに、まずは冒頭に電気のほうを代表して私、金子からそのような御意見を挙げさせていただきます。

深道部会長

ありがとうございます。続いていかがでしょうか。

石崎委員

石崎でございます。よろしく申し上げます。

先ほど事務局のほうで、前回の意見等を端的にまとめていただきまして、私としても振り返りができたようで大変助かりました。ありがとうございます。

金子委員の発言に続けてなんですが、その後の賃金の上昇、あるいはニュース等でありますように物価の上昇が非常に進んでいるということもあります。この状況下において、コストの価格への転嫁を容認する社会的な雰

困気の醸成ができていないのではないかということがありますので、この機会に工賃を上げるということは何ら問題のないような社会的環境が整っているのではないかというふうに思います。

また、事務局のほうからできれば資料を、というようなことを頂戴いたしました。幾つか調べて、あまりいい資料がなかったのですが、一応事務局にお願いしました資料を御提出いただきたいのですが、私どもUAゼンセンではパートの組合員が多いということもありまして、労働政策審議会の雇用環境・均等分科会、家内労働部会等々にも関与しております。平成31年の3月に行われました第2回の労働政策審議会の資料を見ておりましたが、今回のアンケートと比較できるようなものがありましたので、総数として比較はしているのですが、一応御提示申し上げたいと思います。

(石崎委員提出資料を配付)

石崎委員

今回の「資料4」の13ページに家内労働者の困っている内容等々の記載がございます。この中で、実態調査の中でそれぞれ困っている方々、全体として先ほど困ることがないというお話をいただきましたが、その中でも困っていることがないということが多いというふうな記載がございましたけれども、困っていることがある中ではやはり工賃が安いというのが最も大きくなっております。前回の平成29年度の調査を確認いたしましたところ、専業では49.2ということで86.2%ということで、ここは少し下がっているのですが、副業が65.6%から75.2%、内職はグロスが一番多いところですが、これが66.2%から68.6%と。全体といたしましても困っている中で、工賃が安いという悩みが増えている。ここの前回の表のところ、家内労働者数の記載が、この一表からは読めないのですが、家内労働者の減少にもこういったところがつながっているのではないかと思います。また、価格への転嫁ということを先ほど申し上げましたが、これを行うことによって電機連合さんのほうに御迷惑がかかるかと思いますが、電機連合さんのほうも容認する姿勢だということをお伺いしておりますので、この機会に工賃を上げないということの選択は私としてはあり得ないというふ



うに考えております。

深道部会長        ありがとうございます。引き続いて豊田委員のほうはよろしいでしょうか。

豊田委員        今、二人のほうから基本的な視点は発言をされましたので、私のほうは繰り返しになって大変恐縮でもあるのですが、元々最低賃金は毎年改定をされて、そして、一定に社会情勢に見合っているかどうか別にしましても改定がされていきます。家内労働については、率直に言いまして年次計画で3年に一度とか、基本的にそういうスタンスみたいですが、実質的にはそうっていないし、かなり最賃との関係でギャップがあります。今、格差社会が大きく問題になってきている中で、いわゆる生産というか発展と分配の問題等々から言いましても、やはり本当の意味で産業の振興をつかさどる上でも、こうした低い工賃で働かせることが何とか企業をもたせているということでは、これは持続的発展の可能性がそこで打ち切られるという関係にもなりますし、そういう点では全体の底上げをしてよりよい労働と、そして人としての人間らしい労働と暮らしができる、そこを念頭としてやっているこの最低工賃、これは少なくともできれば最賃に連動するような形での改定も含めて検討していく必要があるんじゃないかと。そうしませんと、なかなか最低工賃の場合、御案内のように工程で決めていますので、工程というのはその都度いろいろと変わる場合もあるし変わらない場合もあるんですけど、この点でも本当の意味で現場の生きた家内労働者の実態に即する上でもそこら辺も含めた視野での取り組みも必要じゃないかと。そういう点では、やはり最低工賃の改定に当たってはもう少しベクトルを前に向けた形での取り組みが必要なのではないかというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいということでもあります。

深道部会長        家内労働者側の委員から御意見をいただきました。ありがとうございます。続いて、委託者側委員から御意見をお願ひしたいと思います。

小野塚委員からお願ひいたします。

小野塚委員        小野塚と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいま事務局のほうから前回の振り返り、さらに実態調査の御説明をいただきました。ありがとうございます。

思うところは、家内労働者の方の御意見として、家計の補助であるということ、さらに、それ以外のお仕事はされていらっしやらない、ここがちょっと気になるところでございますが、ぜひこの家内労働については続けたい、というお話でございます。

一方、委託者側については前述の状況を踏まえて、お仕事のほうはちょっと少なくなっている。しかしながら、今後一年間、コロナの影響のカウントベースがありますので、それを含んで考える必要があると思うんですけども増やしたいということで、委託者側にとりましてもこの工賃のお願いについてはさらなるお願いをしていくというような考えも持っているということになっているかと存じます。

前回もちょっと申し上げたとおりなんですけれども、基本的には委託者側も家内労働者側も仕事を出す、受ける、そういった関係が、いい関係が築かれればよろしいのかなと思いますので、経営が厳しい経営者サイド、委託者側としてもその事業本体がこういった状況の中で倒れることがありますと、お出ししたい仕事もなかなか受けられないという状況もございまして、最低工賃につきましてもそれを踏まえて慎重に御検討いただきたいというふうに思っております。

深道部会長

ありがとうございました。清田委員、お願いいたします。

清田委員

清田でございます。よろしくお願いいたします。

私も景況感の調査の資料をお持ちしたんですけれども、配付をお願いしてもよろしいでしょうか。

(清田委員提出資料を配付)

清田委員

私から今の企業を取り巻く状況について、少し御紹介をさせていただきたいと思います。お手元にお配りさせていただいたのは日本商工会議所のほうで作成させていただいている景気調査でございます。毎月行っている調査でございまして、本年3月に行った調査を本日は持参いたしました。ここで、簡単に御紹介をさせていただきたいんですけれども、まず1枚目の下段のところでございます。いまだ新型コロナウイルスの経営への影響

が続いているという状況でございます、右上のグラフに「新型コロナウイルスによる経営へのマイナスの影響」というグラフがございます。全体の企業のうち64.1%が影響を受けている、影響が続いているというところでございます。

その内訳を見た場合でも、売上が50%超減少している深刻な影響を受けている企業がその中の14.8%、売上が30%程度の大きな影響を受けているのが30.8%でございます。こちら2つ合わせますと45.6%、影響が続いている企業の中の45.6%でございますのでこれを全体に引き直したときには、全体の企業の約29.2%が売上30%以上の減少の影響を受けています。いまだ多くの企業が、深刻な影響を受けているという現状がございます。

一方、K字回復というところもございますので、業績のいいところは確かに存在します。一方で悪いところもこのような形で、売上30%以上の減少が続いているという状況でございます。

そのグラフの下段のところは、3月時点の調査なので若干タイムリーではございませんが、ロシアのウクライナ侵攻によるビジネスへの影響ということで、やはりエネルギー価格ですとか、電力・燃料コストに対する影響というのは今後深刻化してくるというところも見られるグラフになってございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目のところでございます。2021年度の所定内賃金の動向の調査で、昨年度になりますが、賃金の改定をどのように行ったかという調査でございます。業績が改善をしているため賃上げを実施した、これは我々の通称で「前向きな賃上げ」と呼ばせていただいております。こちらは全体の13.5%で、一方、業績の改善が見られないが、賃上げを実施したもので、我々の通称で「防衛的な賃上げ」と呼ばせていただいております、33.2%でございます。つまり全体の中で賃上げを実施した企業は46.7%実施をしております。

昨年同時期、要は2021年3月調査ですので2020年度の状況と比べますと、確かに賃上げを実施した企業が6ポイント強増えているという状況がございます。一方で、賃上げを実施した割合46.7%を100と見た場合、その中の約71.1%は防衛的な賃上げ、つまりは業績が改善していないが、例え

ば人員の確保ですとか定着、そういったことを目的に、業績は改善していないながらもなんとか頑張って賃上げをしているという現状が出ているものでございます。

その下の3ページでございますが、こちらも3月の動向でございます。企業の業況D Iというところでございますが、こちらのグラフの下の表のところを見ていただきますと、全産業は2022年1月から2月に大きく悪化をしているような形になります。3月も引き続き同水準、マイナス32.7ポイントということになってございます。原材料費高ですとか物価の上昇というところ、こちらの影響を受けて急激にまたここで下がっているという状況が出てございます。

以降の説明は省略させていただきますけれども、総じて原材料費の上昇ですとか、新型コロナウイルスの影響からもまだ回復が見通せていない企業は一定程度ありまして、また世の中の賃上げムードというところもございまして、なんとか無理して頑張って防衛的に賃上げをしているという現状がございまして。こうしたところからも、多くの企業にとってはいまだ支払い余力という面では十分ではないという厳しい状況もあるということも踏まえまして、今回の改定等を議論いただく際に、慎重に検討いただきたいなと思っております。

深道部会長           ありがとうございます。公益の先生方からも御意見伺いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

石毛委員からお願いいたします。

石毛委員           両側の委員からの御意見をいただきましてありがとうございます。確かに最低賃金がここ数年ずっと上がり続けているということも事実でございますし、最低工賃も最低賃金との均衡をある程度考えないといけないというところもありますので、そういう意味で考える必要があり、一面において、今、委託者側の委員からも話がありましたようになかなか費用の件も厳しい、委託者側がかとって経営不振に陥るところは仕事をお願いすることができなくなってしまう可能性もあるという、そういう問題もありますので、ここは両方の御意見を参考にしていいろいろ考えていきたいと思っております。

深道部会長 権丈委員、お願いいたします。

権丈委員 両側の委員の皆様方から丁寧な御議論、それからまた資料などをいただきました。石毛委員もお話しされたとおりでございますので、最低賃金との均衡について、家内労働法に書かれていること、そしてまた現状の厳しさというところもございますので、またしっかり検討させていただければと思います。

深道部会長 私からも意見申し上げます。皆さん、資料の提供とか御意見ありがとうございました。おっしゃることはごもっともだなと思って伺ってはいるものの、私どもはやはりどちらの方向に向かって今年度決めていくのかを考え、決めなければいけないところに来ております。その中で、やはり最低賃金との均衡を図るということをまず要求しているということは、ひとつ大きなことなのかなというふうに思っております。

先ほど、家内労働者側の委員のほうから出たように、やはりこのところのニュースでも賃金が上がっているというニュースがあり、その背景には委託者側のほうの委員から説明があったように、苦しくても上げざるを得ないんですよという御説明もありました。どこかに決めなきゃいけないというところがある中で、どういうふうにバランスを取っていくのか、1つは賃上げをするという形で決めた上で、その価格について考えていくという方法もありますし、全く上げないというふうに決断したほうがいいのかということと、どういう形のバランスというふうに考えますと、私の中では上げて価格に反映させるという形という選択肢も1つはあるのかなというイメージを持っております。

一応、このような意見を持ってはおりますが、それぞれの委員の御意見を伺いましたので、一度ここで休憩をさせていただいて、整理をさせていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長 異議なしということだと思っておりますので、ここで休憩をさせていただいて、議事再開の際には事務局から御連絡いただくということにします。事務局

から御案内をお願いいたします。

賃金課長            それぞれの控室を用意しておりますので、御使用ください。それでは申し訳ございませんが、御退室をお願いいたします。

(休憩)

深道部会長        それでは審議を再開いたします。

それぞれのお立場から御意見をいただき、私ども公益委員として、改正が望ましいかなという意見ということも申し上げました。それにつきまして、東京都電気機械器具製造業最低工賃について、本年度は改正という意見にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

家内労働者委員、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

深道部会長        異議なしとの御意見です。ありがとうございます。

委託者側委員はいかがでしょうか。

小野塚委員        残念ながらですが、皆さんの御意見のとおりでよろしいと思います。

深道部会長        御了承いただいたというふうに承りました。

本日の御意見は今後の行政施策に生かしていただいて、東京都電気機械器具製造業最低工賃に改正ということで、当部会の意見とし、諮問については最終的には東京労働局長の判断を尊重することといたします。

清田委員のほうでちょっと御意見があるようでございます。申し訳ございません。お願いいたします。

清田委員            改正に向けた議論が今後進められていくということで、やむないものと感じてございます。一方で、先ほど御紹介をさせていただいた中にもございましたとおり、やはりなかなか企業の業績は厳しい状況が続いている。加えて原材料費・エネルギー価格といったようないわゆるコストが上がっ

ている中で、それが十分に価格転嫁されないとやはり支払い余力といった面では非常に厳しい状況が続いていくと思います。

委託者の事業規模をこの資料で拝見し、100人以下のところが大半だといふところを踏まえますと、そういった下請け企業が多いものと推察されますが、そういった企業が適正に価格転嫁できる状況がつかれない限り、企業はより一層厳しくなってしまいます。そういった点も踏まえまして、今後の適正な価格転嫁に向けて、現在パートナーシップ構築宣言に向けた取り組みを政府挙げて進めておりますが、ぜひ厚生労働省様といたしましても全力でそちらをサポートいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

深道部会長

事務局、お願いいたします。

賃金課長

ただいま清田委員から御要望のありました点について、回答させていただきます。

令和3年12月27日にパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑会議の閣議了解を得まして、内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会の合意によりまして、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」という取り組みを、現在、政府一体となって取り組んでいるところでございます。

中小企業が賃上げの、あるいは工賃上げの原資を確保できるように、労務費・原材料費・エネルギーコストなどの上昇分を適切に転嫁できるよう、引き上げの環境整備をするために、政府を挙げて強力に取り組むということでございます。

都道府県労働局及び労働基準監督署におきましても、最低賃金、賃金の引き上げと併せまして、工賃の引き上げに向けた環境整備の取組に今後とも進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

深道部会長

ありがとうございました。

それでは、本部会の意見としては最低工賃の改正をするということに決まり、諮問については東京労働局長の判断を尊重するということにいたしたいと思います。

次に、「議事（2）その他」ですが、事務局から何かございますでしょ

うか。

賃金課長

東京都電気機械器具製造業最低工賃につきまして、御審議いただきましてありがとうございます。本日の家内労働部会での検討結果を尊重し、東京労働局長が諮問の有無を決定させていただきます。その結果につきましては、改めて各委員に御報告をさせていただきます。

なお、諮問を行った場合がございますが、その後の流れとしましては、東京地方労働審議会の会長より、関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取を行う公示をさせていただきます。また、家内労働部会とは別に、東京地方労働審議会に最低工賃専門部会を設置しまして、最低工賃の改正に係る調査・審議が行われる運びとなります。

事務局からは以上です。

深道部会長

それでは、本日の審議はこれで終了させていただきます。

議事録につきましては、公益代表委員は部会長の私が、家内労働者側代表委員は金子委員のほうで、委託者側代表委員は清田委員のほうで確認をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございました。